

福祉環境委員会

令和6年6月26日(水)
10時00分～ 時 分
全員協議会室

【委員】三浦委員長、肥後副委員長、
柳楽委員、串崎委員、上野委員、布施委員、川神委員

【議長・委員外議員】

【執行部】砂川副市長

〔健康福祉部〕久保健康福祉部長、河内地域福祉課長、椋木健康医療対策課長、
河上地域医療担当課長、大賀健康増進担当課長、
龍河子ども・子育て支援課長、小林子育て世代包括支援担当課長、
小林保険年金課長

〔市民生活部〕井上市民生活部長、鈴木総合窓口課長、川合税務課長、小松環境課長

〔旭支所〕西川旭支所長、鎌原市民福祉課長

〔上下水道部〕佐々木上下水道部長、右田水道管理課長、谷口工務課長

【事務局】久保田書記

議 題

1 請願審査

- (1) 請願第12号 訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について

2 陳情審査

- (1) 陳情第149号 市税の滞納者が市のサービスを受けることができないことに関する陳情について

3 議案第36号 浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

4 議案第40号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

5 執行部報告事項

- (1) 浜田准看護学校の令和7年度学生募集停止について 【健康医療対策課】
(2) 定期予防接種としての新型コロナウイルスワクチン接種について 【健康医療対策課】
(3) 令和5年度 子育て世代包括支援センター「すくすく」等の利用状況について 【子ども・子育て支援課】
(4) 令和6年度 浜田市国民健康保険料当初賦課の状況について 【保険年金課】
(5) キャッシュレス決済の試験的導入について 【総合窓口課】
(6) 令和6年度個人市民税の当初賦課の状況について 【税務課】

裏面あり

- (7) 令和5年度市税収納率について 【税務課】
- (8) 邑南町市木 上田医院閉院後の対応について 【旭支所 市民福祉課】
- (9) 水道事業広域化の取組みについて 【水道管理課】
- (10) ポンプ設備復旧に伴う配水系の変更について 【工務課】
- (11) その他
(配布物)
 - ・浜田市人口状況 (R6.2月末～R6.4月末現在) 【総合窓口課】

6 所管事務調査

- (1) 障がい者の文化芸術活動の現状について 【地域福祉課】
- (2) 浜田市社会福祉協議会が実施する介護サービス事業（指定訪問入浴介護、通所介護）の現状について 【地域福祉課・健康医療対策課】

7 その他

8 地域井戸端会に寄せられた意見への対応協議について（委員間で協議）

9 ぎかいポストに寄せられた意見への対応協議について（委員間で協議）

10 行政視察について（委員間で協議）

2024年6月3日

浜田市議会議長 様

住 所 島根県松江市母衣町 [REDACTED]
団体名 島根県自治体労働組合総連合 (しまね自治労連)
代表者 執行委員長 塩 冶 隆 彦 [REDACTED]
住 所 島根県松江市母衣町 [REDACTED]
団体名 しまね介護福祉ユニオン BOND'S [REDACTED]
代表者 執行委員長 石 田 忍 [REDACTED]

紹介議員

才 茂 昭
上野 茂
小 川 稔 宏

訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書提出の請願について

【請願の趣旨】

1 願意

今年度に実施された訪問介護の基本報酬引き下げを撤回し、移動時間(あるいは距離)に応じた引き上げを行うとともに、国庫負担割合の引き上げを財源とした介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を提出すること。

2 理由

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒り不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型



や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。中山間地域においてはサービス対象者が点在して移動時間がかかることから利益率は極めて低い、あるいはマイナスとなっているのが実態です。また、政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。

実際に、私たち、しまね自治労連が、今年3月に実施した県内全ての訪問介護事業所への緊急アンケートでは、回答のあった事業所の73%が赤字経営であり、そのうちの87%が、基本報酬引き下げで赤字が拡大するとしています(回答数83事業所/217事業所)。中には、「事業所の閉鎖は時間の問題」との悲痛な声も寄せられています。

また、訪問介護は特に人手不足が深刻です。長年にわたり訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15.5倍と異常な高水準です。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はなく、そもそも他産業に比べて極めて低い給与の改善には、ほど遠い水準です。国庫負担割合の引き上げによる財源確保で介護報酬を引き上げ、介護人材の確保を図るべきです。

以上の理由から、上記の請願の趣旨のとおり、地方自治法第99条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう請願いたします。

浜田市議会議長笹田卓様 2024年6月3日

浜田市日脚町 森谷公昭

下記内容を執行部へ働きかけるよう検討していただきたい。

陳情番号	149
付託先委員会	福祉環境委員会
審査結果等	

趣旨

市税の滞納者が市のサービスを受けることができないことに関する陳情について

本文

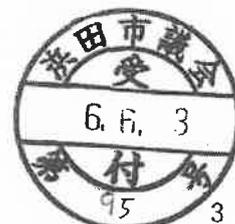
市税の滞納とサービスを受けることが出来ないことについて、
検討の余地があるのではないかと。

市税の滞納者が市のサービスを受けることが出来ないという規定があるが、
滞納とサービスを短絡的に結び付けるのは、行政がする行動としていかがなものか？
住民の権利は権利、義務は義務としてとらえるべきではないか？
生活保護を受けている人もサービスは受けれる。(少し意味合いは違うが)

税を滞納する人は、課税を受けるといふ資産や所得がある人であり、納税として
ある程度市に貢献してきたといえる。
過去のことを考慮しているか、していないのかわからないが、
滞納はすべて悪という捉え方はすべきではないと思う。

国税を滞納しているからと言って、国のサービスが受けられなくなるのだろうか？

滞納の理由とか、行政サービスの種類とかもっと検討の余地があるのではないかと。
あまりにも画一的のような気がする。
諸事情を考慮しているのか読み取れない。
ぜひ検討してほしい。



**令和6年6月浜田市議会定例会議
条例議案新旧対照表**

（福祉環境委員会）

新旧対照表の見方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。 2 〔略〕	(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

目 次

議案第36号	浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	…	1ページ
議案第40号	浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	…	6ページ

浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年浜田市条例第51号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 市長又は教育委員会が行う 法別表第2の第2欄に掲げる事務</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第5条 法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〔略〕</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p> <p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 市長又は教育委員会が行う 特定個人番号利用事務</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第5条 法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〔略〕</p>

現行		改正後（案）	
<p>(2) 市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するとき。</p>		<p>(2) 市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するとき。</p>	
2 〔略〕		2 〔略〕	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
〔略〕		〔略〕	
2 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは 進学準備給付金 の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは 進学・就職準備給付金 の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
〔略〕		〔略〕	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
〔略〕		〔略〕	
1 市長	浜田市福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	1 市長	浜田市福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	次に掲げる情報であって規則で定めるもの		次に掲げる情報であって規則で定めるもの
	(1) 地方税関係情報（ 法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。 ）		(1) 地方税関係情報_____
	(2) 生活保護関係情報（ 法		(2) 生活保護関係情報_____

現行			改正後（案）		
		<p>別表第2の9の項に規定する生活保護関係情報をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 外国人生活保護関係情報 （生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）</p> <p>[新設]</p>			<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 外国人生活保護関係情報 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(4) 医療保険給付関係情報</p>
2 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項第4欄に掲げる特定個人情報 _____ であって規則で定めるもの	2 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	法別表23の項の下欄に掲げる事務に係る利用特定個人情報 であって規則で定めるもの
3 市長	浜田市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの	3 市長	浜田市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの
		<p>(1) 地方税関係情報</p> <p>(2) 生活保護関係情報</p> <p>(3) 外国人生活保護関係</p>			<p>(1) 地方税関係情報</p> <p>(2) 生活保護関係情報</p>

現行			改正後（案）		
		情報			(3) 外国人生活保護関係 (4) 医療保険給付関係情報
4 市長	市長が行う 法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち、同表の第4欄に生活保護関係情報が掲げられている事務 _____であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	4 市長	市長が行う 法別表の下欄に掲げる事務のうち、当該事務に係る利用特定個人情報に生活保護関係情報が含まれる事務 であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **地方税関係情報** 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。
- (2) **生活保護関係情報** 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報をいう。
- (3) **外国人生活保護関係情報** 生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報をいう。
- (4) **医療保険給付関係情報** 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192

現行

改正後（案）

号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報をいう。

別表第3（第5条関係）

別表第3（第5条関係）

[略]

[略]

1 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	法別表第2の26の項第4欄に掲げる特定個人情報 _____であって規則で定めるもの
------	--	-------	---

1 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	法別表23の項の下欄に掲げる事務に係る利用特定個人情報 であって規則で定めるもの
------	--	-------	---

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年浜田市条例第33号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（職員）</p> <p>第30条 〔略〕</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p>	<p>（職員）</p> <p>第30条 〔略〕</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p>
<p>3 〔略〕</p> <p>（職員）</p> <p>第32条 〔略〕</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p>	<p>3 〔略〕</p> <p>（職員）</p> <p>第32条 〔略〕</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p>
<p>3 〔略〕</p> <p>（職員）</p> <p>第45条 〔略〕</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につ</p>	<p>3 〔略〕</p> <p>（職員）</p> <p>第45条 〔略〕</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につ</p>

現行	改正後（案）
<p>き2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 〔略〕</p> <p>（職員）</p> <p>第48条 〔略〕</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>き2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>3 〔略〕</p> <p>（職員）</p> <p>第48条 〔略〕</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>3 〔略〕</p>

浜田准看護学校の令和 7 年度学生募集停止について

浜田准看護学校を運営する浜田市医師会(会長:笠田守医師)が、6月6日(木)開催の総会において、令和7年度の学生募集を停止することを決められましたので下記のとおり報告します。

記

1 浜田准看護学校の概要

浜田准看護学校(松原町) 大正13年開校 学校長:浜田市医師会長
2年課程(定員 各学年30人) 令和6年度の学生:1年6人・2年9人

2 募集停止の理由

生徒の増加が見込めない⇒運営の改善は困難

3 決定までの状況

4月8日(月) 4月理事会

理事会の意向として、次年度の生徒募集停止を決定
(令和6年に入り毎月の理事会において検討を重ねる。)

5月9日(木) 健康福祉部長から医師会長へ口頭にて存続要望を伝える。

5月9日(木) 5月理事会

浜田市から財政支援等があった場合、継続の再検討が可能か打診されたがどうか。

⇒ 現状を考えると今後の生徒数の増加は期待できない。数年の財政支援では、運営の改善は困難であり、4月の決定は変わらず。

5月15日(水) 市長から医師会長へ存続要望書提出

5月29日(水) 健康福祉部長から医師会長へ支援内容の提示

6月3日(月) 6月理事会

浜田市から学生募集継続に向けての支援策の提案があったがどうか。

⇒ 結論変わらず。

6月6日(木) 医師会総会

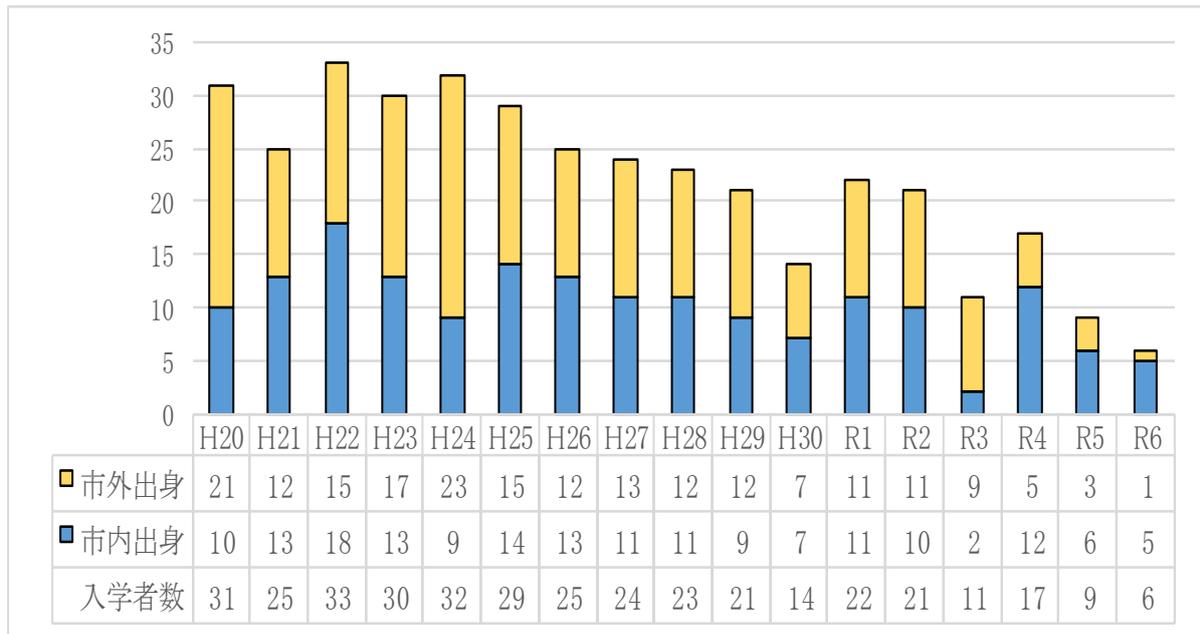
生徒募集停止が決定

4 今後の対応

学校の存続及び民間医療機関における准看護師の確保にどのような対策が望ましいか、浜田市医師会と協議を進めてまいります。

【次頁へ】

■入学生の推移について



※令和元年度より島根県西部高等技術校の離職者等再就職訓練を受託(定員:10名)

■これまでの浜田市からの支援

- 浜田准看護学校臨地実習費補助金 (H21.4.1 施行)
- 浜田准看護学校学生就学資金貸付 (H21.6.26 施行)
※対象:2年次
- 医療従事者等宿舍無償貸付 (H31.3.27 契約)
- 浜田市看護学校等学生就学資金貸付【拡充】 (R3.4.1 施行)
※対象:1・2年時に拡大
- 浜田准看護学校入学金免除制度補助金 (R5.4.1 施行)

■県内の看護系養成校の状況(令和6年4月1日現在)

区分	施設名	定員	就業年数	所在地
看護大学	島根大学医学部看護学科	60	4年	出雲
	県立大学看護栄養学部看護学科	80	4年	出雲
看護師養成所 (3年課程)	松江総合医療専門学校	60	3年	松江
	出雲医療看護専門学校	80	3年	出雲
	浜田医療センター附属看護学校	40	3年	浜田
	県立石見高等看護学院	40	3年	益田
(2年課程)	県立松江高等看護学院(定時制) 【准看護師が看護師資格を取得できる】	37	3年	松江
准看護師養成所	松江看護高等専修学校	35	2年	松江
	浜田准看護学校	30	2年	浜田

【以上】

定期予防接種としての新型コロナウイルスワクチン接種について

I 令和6年度からの新型コロナウイルス感染症の定期接種について

令和6年4月1日から施行された予防接種法の一部改正により、高齢者インフルエンザと同様の接種となります。

- 1 目的 個人の重症化予防により重症者を減らす
- 2 法的上の位置づけ 予防接種法のB類疾病による定期予防接種
- 3 対象者
 - ・65歳以上の高齢者
 - ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- 4 接種回数・接種時期 年1回・秋冬
- 5 使用するワクチン 毎年見直し
12歳以上の新型コロナウイルスワクチンは一般流通あり。
定期予防接種の対象者以外の方も、任意接種として接種の機会を得ることは可能。
- 6 一部負担金 2,000円（予定）（令和6年度）
（令和6年度については、ワクチン補助として1件あたり8,300円あり。
令和7年度以降は未定。）

II 特例臨時接種の接種について

※ 特例臨時接種については、令和6年3月31日で終了しました。

① 令和5年秋開始接種（令和5年9月20日から令和6年3月31日まで）

	全年齢
浜田市	34.7%
島根県	29.1%
全国	22.7%

- 接種対象者
初回接種を完了した生後6か月以上の方
- オミクロン株対応（XBB.1.5）1価ワクチンを使用

② 令和5年春開始接種（令和5年5月8日から令和5年9月19日まで）

	全年齢
浜田市	29.0%
島根県	24.6%
全国	18.8%

- 接種対象者
65歳以上の方
基礎疾患を有する方（5歳以上64歳まで）
医療従事者等

令和5年度 子育て世代包括支援センター「すくすく」等の利用状況について

令和6年6月26日
福祉環境委員会資料
健康福祉部子ども・子育て支援課
子育て世代包括支援センター

1 年間利用状況

(単位:人)

内容	登録者数	来所親子組数	来所児童(年齢別内訳)									来所児童(合計)	引率者	健診	ボランティア他	年間利用者合計	年間開設日数	平均利用者数/日	休日保育
			0	1	2	3	4	5	小学生	講習									
利用者数	R5年	1,366	5,585	2,848	1,467	1,056	705	627	361	241	0	7,305	6,429	1,870	774	16,378	295	55.52	164
	R4年	1,310	5,014	2,765	1,080	836	702	632	267	234	0	6,516	5,921	1,966	872	15,275	294	51.96	239
	R3年	678	3,877	2,248	721	815	559	259	222	85	9	4,918	4,247	1,522	604	11,291	263	42.93	259
	R2年	680	4,600	2,767	1,283	853	365	270	118	69	0	5,725	4,824	1,826	733	13,108	280	46.81	284

(単位:人)

内容	来所児童(地域別)							合計
	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	市外		
地域別利用者数	R5年	6,149	134	166	9	87	760	7,305
		84.19%	1.83%	2.27%	0.12%	1.19%	10.40%	100.00%
	R4年	5,565	63	76	6	98	708	6,516
		85.41%	0.97%	1.17%	0.09%	1.50%	10.87%	100.00%

※参考(令和5年度 市内地域子育て支援拠点利用状況)

市内子育て支援拠点施設	親子組数	来所児童	保護者等	計	年間開所日数
ひなしっこクラブ(日脚町)	390	503	415	918	239
あさひなないろクラブ(旭町)	1,609	1,892	1,628	3,520	239
子育て支援センターおひさま(三隅町)	1,147	1,370	1,194	2,564	243

2 相談内容及び件数

(単位:件)

内容	情緒(しつけ等)	遊び(おもちゃ等)	発育(体重等)	発達(言葉等)	食事	生活(睡眠等)	体(排泄、歯、病気等)	家族(母親自身のこと)	子育て支援に関すること※1	おっぱい	その他	心の相談	合計	
年間件数	R5年	22	32	530	68	388	75	68	70	197	48	23	41	1,562
	R4年	22	29	430	69	300	60	32	31	150	35	16	37	1,211
	R3年	19	14	558	47	314	49	47	41	105	36	16	30	1,276
	R2年	36	15	570	49	336	75	79	46	123	51	26	40	1,446

※1:制度・申請・健診・予防接種・子育て支援センターに関すること

3 ファミリー・サポート・センター会員数及び利用状況

(1)会員数

(単位:人)

内容	おねがい(依頼)	まかせて(協力)	どっちも(依頼・協力)	合計	
会員数	R5年	385	173	46	604
	R4年	382	175	47	604
	R3年	386	171	51	608
	R2年	400	166	53	619

(2)年間援助件数 (単位:件)

年間利用件数	
R5年	611
R4年	670
R3年	577
R2年	559

4 地域の子育て広場・サロン利用状況

(単位:人)

地域	浜田					金城	旭	弥栄	三隅	合計
	まちづくりセンター	石見	長浜	国府	周布・大麻					
大人	40	54	16	79	7	37	59	8	29	329
子ども	44	58	22	61	9	44	63	8	31	340
応援隊他	47	106	8	79	2	38	7	10	18	315
合計	131	218	46	219	18	119	129	26	78	984

令和6年度 浜田市国民健康保険料当初賦課の状況について

本年度の浜田市国民健康保険料について、下記のとおり賦課しましたので報告します。

1 納付義務者（世帯数）〔6月1日現在〕

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数	6,840世帯	6,433世帯	6,246世帯
前年度比		▲407世帯	▲187世帯
（参考）被保険者数	9,458人	8,730人	8,389人
前年度比		▲728人	▲341人

※被保険者数は、各年度5月末現在。

2 収納必要額

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算時 (ア)	722,772,000円	645,332,000円	677,902,000円
当初賦課時 (イ)	768,254,465円	698,006,459円	786,368,427円
差引額 (イ-ア)	45,482,465円	52,674,459円	108,466,427円

※収納必要額＝事業費納付金＋その他の費用－補助金等の収入

3 賦課必要額と当初賦課額の差について

区分	賦課必要額 (A)	当初賦課額 (B)	差額 (B-A)
医療分	557,854,202円	452,229,100円	▲105,625,102円
支援金分	191,475,815円	187,104,500円	▲4,371,315円
医療分＋支援金分	749,330,017円	639,333,600円	▲109,996,417円
介護分	56,127,760円	54,576,900円	▲1,550,860円
合計	805,457,777円	693,910,500円	▲111,547,277円

※賦課必要額＝収納必要額÷予定収納率

※不足額については、財政調整基金の取崩しにより対応する予定です。なお、年度途中の加入・脱退や所得判明等があるため、賦課額は今後増減します。

4 通知件数〔6月1日現在〕

区分	件数	割合
普通徴収	口座	4,568件 73.13%
	納付書	1,269件 20.32%
特別徴収	継続	274件 4.39%
	新規	135件 2.16%
合計	6,246件	100.00%

5 通知書発送日

令和6年6月12日(水)

※6月13日(木)から6月26日(水)まで、相談窓口を開設しています。

6 国民健康保険料収納率について

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度比
現年度	調定額	870,749,400円	790,433,900円	726,025,600円	-
	収入済額	849,591,690円	777,147,373円	707,187,202円	-
	還付未済額	164,200円	2,510,534円	466,200円	-
	収納率	97.55%	98.00%	97.34%	▲0.66pt
	不納欠損額	207,700円	17,900円	324,825円	-
滞納繰越	調定額	116,989,775円	106,038,159円	93,482,998円	-
	収入済額	17,829,863円	18,105,118円	13,239,196円	-
	還付未済額	0円	0円	0円	-
	収納率	15.24%	17.07%	14.16%	▲2.91pt
	不納欠損額	13,656,663円	9,779,604円	14,444,553円	-
合計	調定額	987,739,175円	896,472,059円	819,508,598円	-
	収入済額	867,421,553円	795,252,491円	720,426,398円	-
	還付未済額	164,200円	2,510,534円	466,200円	-
	収納率	87.80%	88.43%	87.85%	▲0.58pt
	不納欠損額	13,864,363円	9,797,504円	14,769,378円	-

キャッシュレス決済の試験的導入について

デジタル手続法では、行政手続等の利便性向上や行政運営の簡素化・効率化を図るためデジタル技術を活用した手数料の電子納付が推奨されています。

また、近年、住民のキャッシュレス利用のニーズは高まっており、利便性のさらなる向上と職員の業務効率化を目標に、証明書発行手数料においてキャッシュレス決済の試験的導入を行います。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 導入開始日 | 令和6年7月1日（月）から |
| 2 導入窓口 | 総合窓口課、税務課、各支所市民福祉課の証明書発行窓口 |
| 3 決済手段 | PayPay（二次元バーコード決済） |
| 4 支払方法 | スマートフォンのアプリを使用し、各窓口に設置された二次元バーコードを読み取ったあと金額入力を行う。 |



バーコードを見せる



二次元バーコードを読み取る

5 その他

- (1) 試験的導入を通して、住民の反応や改善点等洗い出しを行い、関連部署で情報共有に努める。
- (2) 利便性、住民のニーズを踏まえ、キャッシュレス決済の選択肢を広げていくことを想定し、試験的導入を行う。



令和6年度 個人市民税の当初賦課の状況について（税務課）

令和6年度の当初賦課調定額は、約20億4,200万円（前年度比91.84%）となりました。

1 個人市民税の当初賦課の状況

	令和6年度	令和5年度	増減（R6 - R5）	前年度比
当初歳入予算額	2,075,258,000円	2,249,520,000円	▲174,262,000円	92.25%
当初賦課調定額	2,042,318,812円	2,223,701,600円	▲181,382,788円	91.84%
給与特別徴収	1,702,288,378円	1,844,053,100円	▲141,764,722円	92.31%
普通徴収	331,174,282円	368,583,500円	▲37,409,218円	89.85%
年金特別徴収	8,856,152円	11,065,000円	▲2,208,848円	80.04%
納税義務者数	25,825人	26,000人	▲175人	99.33%
給与特別徴収	17,761人	18,001人	▲240人	98.67%
普通徴収	7,406人	7,383人	23人	100.31%
年金特別徴収	658人	616人	42人	106.82%

※ 普通徴収には、併徴（給与特別徴収と普通徴収の併用）を含みます。

2 当初賦課調定額の主な増減要因

	令和6年度	令和5年度	調定額への影響
給与所得の増加	給与所得・税率6% 588億61万円	給与所得・税率6% 582億7,072万円	(+) 約3,179万円
寄附金税額控除の増加 (寄附金税額控除の約99%がふるさと寄附)	寄附金税額控除 6,878万円	寄附金税額控除 5,982万円	(-) 約896万円
【税制改正】森林環境税の創設 (均等割額の減少：3,500円 → 3,000円)	税率3,000円 7,747万円	税率3,500円 9,100万円	(-) 約1,353万円
【税制改正】定額減税の実施 (納税者本人 + 扶養等人数) × 6,000円	控除額：6,000円(1人につき) 1億9,754万円	-	(-) 約1億9,754万円

【参考】浜田市民が申告した「ふるさと寄附（支払額）」の影響額について

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
寄附人数	735人	1,045人	1,457人	1,828人	2,226人
寄附金額	6,752万円	8,547万円	1億1,625万円	1億3,301万円	1億5,141万円
寄附金税額控除	2,848万円	3,689万円	5,042万円	5,982万円	6,878万円

※ 上記の人数及び金額には、浜田市民が浜田市へ行った「ふるさと寄附」も含まれます。（内訳不明）

3 納税通知書発送日 令和6年6月11日（火）

4 相談窓口開設日程・場所

期間	時間	場所
6月13日(木)～6月26日(水)	午前9時～午後5時	本庁舎2階 税務課窓口

令和5年度 市税収納率について（税務課）

令和5年度市税^{※1}の収納率が確定しましたので報告します。

現年度分の収納率は**99.63%**で前年度に比べて**0.01ポイントの増**、滞納繰越分は**17.06%**で前年度に比べて**4.41ポイントの減**、合計は**98.63%**で**0.50ポイントの増**でした。

令和5年度の主な取組は次のとおりです。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 口座振替の推進 | (5) 預貯金等の財産差押の強化 |
| (2) コンビニ納付の推進 | (6) 搜索・公売の実施 |
| (3) スマホ決済による納税 | (7) 徴収指導員（元国税徴収官）による指導 |
| (4) 夜間の電話催告・訪問臨戸 | (8) 島根県との相互併任制度による共同催告 |

新たな滞納者をつくらない取組を重点とし、電話催告や臨戸により早期納付を促しました。納付がない場合は徹底した財産調査により預貯金や給与等を差し押え、滞納に充当しました。

滞納繰越分については不動産や無体財産(出資金等)の差押のほか、搜索を行い動産の差押を執行しました。差し押えた動産については、浜田市単独の公売会を2回実施し税収の確保に努めるとともに、市の強い姿勢を示すことで滞納への抑止を図りました。

生活困窮の滞納者などに対しては、財産などを調査し、滞納処分を執行停止^{※2}しています。

〈市税収納率の推移（令和2年度～令和5年度）〉

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度比
現年度分	調定額	7,482,624千円	7,230,906千円	7,374,202千円	9,803,777千円	2,429,575千円
	収入済額	7,340,157千円	7,200,017千円	7,346,189千円	9,767,523千円	2,421,334千円
	収納率	98.09%	99.57%	99.62%	99.63%	0.01%
	不納欠損額	1,221千円	3,421千円	911千円	1,218千円	307千円
滞納繰越分	調定額	196,736千円	264,001千円	143,600千円	120,182千円	▲23,418千円
	収入済額	47,833千円	127,930千円	30,834千円	20,505千円	▲10,329千円
	収納率	24.31%	48.46%	21.47%	17.06%	▲4.41%
	不納欠損額	22,557千円	19,677千円	19,656千円	4,718千円	▲14,938千円
合 計	調定額	7,679,360千円	7,494,907千円	7,517,802千円	9,923,959千円	2,406,157千円
	収入済額	7,387,990千円	7,327,947千円	7,377,023千円	9,788,029千円	2,411,006千円
	収納率	96.20%	97.77%	98.13%	98.63%	0.50%
	不納欠損額	23,778千円	23,098千円	20,568千円	5,936千円	▲14,632千円

※1 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税）

※2 地方税法第15条の7第4項に基づき3年間滞納処分を停止した上で、納付資力の改善が見られない場合不納欠損する制度。

邑南町市木 上田医院閉院後の対応について

旭地域隣接の邑南町市木「医療法人社団上田医院」が今年9月末に閉院となることから、閉院後の医療体制について、邑南町で検討され公立邑智病院附属診療所として開設されることとなりましたので報告いたします。

1 邑南町の検討経過

- 令和5年1月 上田医院から邑南町へ令和6年秋に閉院する申し出あり
- 令和5年8月21日 町議会総務教民常任委員会へ国保診療所を開設する方向性として報告
- 令和6年2月20日 邑智郡公立病院組合議会定例会で附属診療所での運営方針決定
- 令和6年2月28日 町議会3月定例会総務教民常任委員会で附属診療所での運営方針公表
- 令和6年5月27日 町議会総務教民常任委員会へ附属診療所の診療日時などを報告

2 公立邑智病院附属診療所の運営方針

- 開設時期 令和6年10月から
- 診療日時 週3日(月、水、金) 午後2時30分～4時30分受付予定
- スタッフ 邑智病院のスタッフ(医師・看護師、事務員)で対応
- 診療所施設 現上田医院の施設を利用
 - 邑南町が無償で譲渡を受け邑智病院へ貸付
 - 開設に必要な事務用備品などは邑南町が整備

3 浜田市の対応

今年の2月26日に旭地域3自治会より市長へ地域医療存続について陳情があり、広域的医療維持支援として、邑南町での医療施設確保の初期費用の一部の支援を検討中。必要であれば今年度9月補正で対応する予定。

併せて、浜田市の国保診療所からの医療支援も検討中。

水道事業広域化の取組みについて

1 島根県水道広域化推進プラン

人口減少に伴う料金収入の減少、施設の更新需要の増加、技術職員の不足といったことを背景に、国からの要請に基づき、令和5年3月に島根県水道広域化推進プランが策定されました。

プランでは、次の9項目を設定し、広域化を推進していくこととしています。

- ① 浄水場の共同設置、県用水の有効活用
- ② 水質検査業務の共同化
- ③ 薬品・水道メーターの共同購入
- ④ 各システムに係る広域化・共同化
- ⑤ 浄水場等の遠隔監視業務の共同化
- ⑥ 料金事務の共同化
- ⑦ 災害時・緊急時の応援体制
- ⑧ 人材育成・技術者不足への対応
- ⑨ 経営統合

2 令和5年度の経緯

プランを推進するため、島根県を事務局として県内水道事業者による島根県水道広域化推進協議会が設置されました。

令和5年度は、プランで設定された9項目について、各水道事業者へ事務局がヒアリング等を行いました。

令和6年3月には、経営統合については、「全県での経営の一体化」の検討を進める方向性が示されました。

※経営統合とは…経営主体は一つだが、水道法の認可上、事業は別形態とするもの（組織・管理は一本化、事業認可・料金体系は異なる）

3 経営統合の関する今後の想定スケジュール

令和5年度		令和6年度		令和7年度			令和8年度			令和9年度		令和10年度
3月	10月	6月	7月～8月	10月	3月	4月～5月	8月	1月	4月	10月	4月	
第3回全体会	調査・分析委託成果品納品	経営の一体化検討案の作成	市長会・町村会での説明	各市町村等議会から意見聴取	認 経営の一体化」の最終意向確認	体 経営の具体的な検討開始 「」に向けて参加団	統 合方針の策定・プランの改定	基 本協定の作成	基 本協定の締結	企 業団設立	事 業開始	
連携（案）の策定に向けた整理							企業団設立準備（事業計画、認可申請、住民周知等） 企業団設立許可			水道事業認可		

島根県水道広域化推進プラン【概要版】

本プランは、現状の分析やシミュレーションなどを通じ、水道基盤強化計画の策定を見据え、今後の広域化の推進方針及び当面の具体的取組の内容、そしてそれらのスケジュールを示す計画として策定する

1. 現状と将来見通し

(1) 現状

① 人口減少に伴う水需要の減少

- 水需要が減少し、給水収入も減少

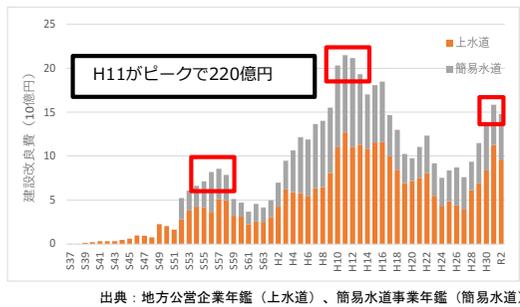
島根県水道普及率及び給水人口の推移



② 増大する更新経費

- 拡張期に投資した施設の更新時期が到来

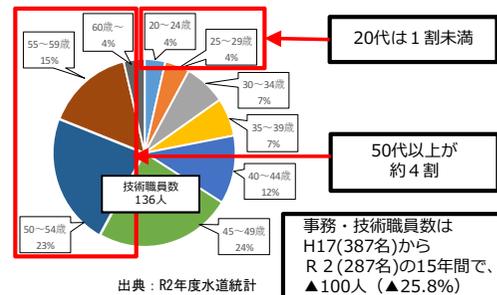
建設改良費の推移（県全体）



③ 職員数の減少・職員の年齢構成

- マンパワー不足、技術継承が課題
- 町村部のうち2/3の水道事業体は、3名以下の職員体制で事業を実施しており、恒常的にマンパワー不足

技術職員の年齢構成（令和2年度）



④ 施設の耐震化の遅れ

- 災害時の安定供給が課題

管路の更新状況（令和2年度）

管路の名称	管路延長 (km)	法定耐用年数を越えた管路延長 (km)	耐震性のある管路延長 (km)	当該年度に更新した管路延長 (km)	耐震適合率 (%)
導水管	167.65	35.39	43.53	0.17	26.0
送水管	705.5	94.97	338.79	1.72	48.0
配水管	9,356.89	1,898.62	1,569.90	67.35	16.8

出典：R2年度「公営企業会計決算の状況」、島根県独自調査

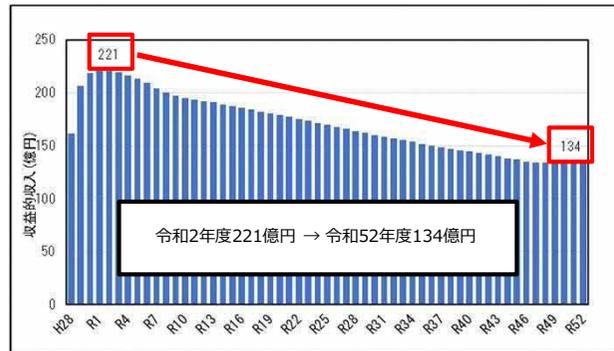
- 導水管、送水管、配水管いずれも耐震化適合率は50%以下
 - 基幹管路（※）の耐震適合率(R2):28.5%(全国平均40.7%)
- ※導水管、送水管及び配水管（配水管のうち、給水管の分岐のないもの）

(2) 将来見通し

① 料金収入等の減少

- 有収水量の減少に伴い料金収入等（収益的収入）の減少傾向継続

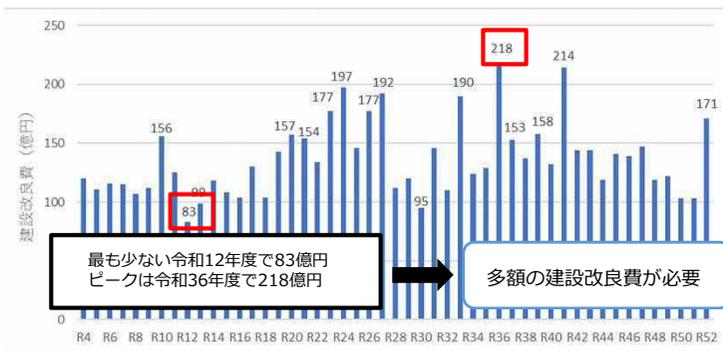
料金収入等の推計



② 施設の更新需要の増加

- 過去に建設した施設の更新がピークを迎えるため需要が増加

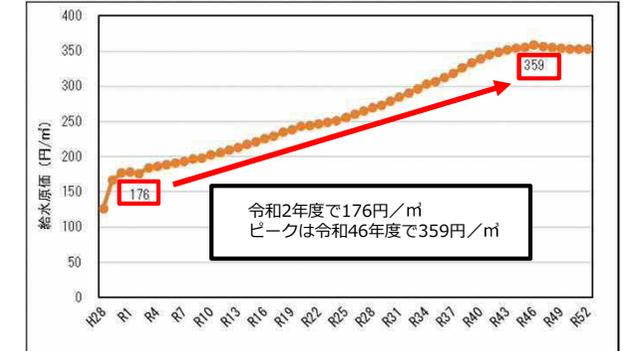
施設の更新需要の推計



③ 水を作る経費の増加

- 人口減少に伴う水需要の減少により1m³の水を作るために必要な経費（給水原価）が増加

給水原価の推計



(3) 経営上の課題

- 収入面では、将来的に県内の給水人口の減少により有収水量が減少するため給水収益も減少
- 支出面では、更新需要の増加が見込まれるため、適切に水を供給する機能を維持するために、これまでの取組に加えて、効率的に更新投資を行う方策を十分に検討することが必要
- 維持管理や事務の経費を削減するために、業務委託の共同発注や資機材の共同購入など、さらなる効率化の取組が必要

2. 広域化のシミュレーションと効果

① 広域化パターンの設定

経営上の課題に対して、水道事業者が単独で解決に向け取組むには選択肢に限界があることから、広域化の取組について検討

連携の4つのパターン

広域連携の形態	内容	広域化効果	実現期間
1. 事業統合	・経営主体も事業も一つに統合された形態(水道法の事業認可、組織、料金体制、管理が一体化されている。)	大きい	長い
2. 経営の一体化	・経営主体が一つだが、水道法の認可上、事業は別形態(組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる。)		
業務の共同化	3. 管理の一体化	・水質検査や施設管理等、維持管理の共同実施・共同委託 ・総務系事務の共同実施・共同委託	
	4. 施設の共同化	・水道施設(取水場、浄水場、水質試験センターなど)の共同設置・共用 ・緊急時連絡網の接続	
その他	・災害時の相互応援態勢の整備、資材の共同整備等	小さい	短い

上記4パターンを念頭に置き、広域化の取組として考えられる9つの項目を抽出

◎ 県内一体を基本とするもの(ソフトの取り組み)

- ・水質検査業務の共同化
- ・薬品・水道メーター等の共同購入
- ・各種システムに係る広域化・共同化
- ・浄水場等の遠隔監視業務の共同化
- ・料金事務の共同化
- ・災害時・緊急時の応援体制
- ・人材育成・技術者不足への対応
- ・経営統合

◎ 関係水道事業者が単位となるもの(ハードの取り組み)

- ・浄水場の共同設置、県用水の有効活用

② シミュレーション効果と課題

No.	取組	シミュレーション内容	シミュレーション結果及び効果額	課題及び検討事項
①	浄水場の共同設置等(市町村境にある浄水場の統廃合、県用水の有効活用)	浄水場の統廃合に係る概算事業費と既存施設の単純更新経費を比較し効果額を試算	・市町村境にある浄水場の統廃合(5箇所): 1,558百万円 ・県用水の有効活用による浄水場の統廃合(5箇所): 226百万円 合計: 1,784百万円	・事業効果の更なる検証 ・既存施設の更新時期等を踏まえた統廃合時期の調整
②	水質検査業務の共同化	水質検査センターを設置し、水質検査を一元化することにより委託費用の削減ができないか試算	効果額はマイナス	・検査委託先法人への委託のあり方の見直しなどを含めた水質検査費用低減に向けた取組みが必要
③	薬品・水道メーターの共同購入	定期的な購入が必要な薬品や水道メーターを共同購入することにより、購入数量の増加による購入単価の低減ができないか試算	・水道メーター: 推計困難 ・薬品: 最小 662千円/年 最大1,302千円/年	・水道メーターについては、購入仕様書の統一が必要 ・薬品の各種課題の精査、調整や入札及び在庫管理等の事務処理の検討が必要
④	各種システムに係る広域化・共同化	「マッピングシステム」「設備台帳システム」の広域化・共同化により、システム構築(更新)費用、ライセンス料、サーバー等の購入・リース費用、保守管理料等の節減効果を試算	・マッピング: 653千円/年 ・施設台帳: 8,580千円/年	・これらのシステムを新たに一から仕様を作るのではなく、県内で先進的なシステム整備を行っている松江市のシステムによる共同利用を検討
⑤	浄水場等の遠隔監視業務の共同化	・24時間常駐監視している浄水場の監視業務共同化の効果を試算 ・県内複数箇所での夜間休日共同監視による効果を試算	・24時間常駐監視: 効果額はマイナス ・夜間休日監視: 職員の負担軽減には有効	・24時間常駐監視している浄水場の無人化の検討 ・各水道事業者職員の業務の適正化(職員の負担軽減)の検討
⑥	料金事務の共同化	「料金システムの共同化(統一)」及び「共同お客様センターの設置」の効果額をシミュレーション	・料金システムの共同化 346,016千円/5年 ・共同お客様センターの設置 469,207千円/3年	・現行システムの帳票等、仕様の統一及び更新時期の調整 ・各業務の対応時間、必要人役等、詳細な業務分析や共同お客様センターの設置数、導入システム等の検討
⑦	災害時・緊急時の応援体制	・漏水、事故、設備故障等への対応の迅速化のため災害時以外の相互応援のアンケートを実施 ・地震等の災害時に必要な補修材数のシミュレーション	・相互応援のニーズがあることを把握 ・必要な補修材数を推計	・水道事業者により職員数や知見等に差があり、技術力の底上げや認識の統一が必要 ・災害時に不足する補修材について保有量の把握
⑧	人材育成・技術者不足への対応	アンケート及びヒアリング結果を基に課題を把握するとともに、人材の育成・技術者不足への対応についてどのような取組みが必要か検討	・広域的な連携・協力に向けた研修会等共同事業の実施 ・広域的な水道技術の連携・協力の枠組みの検討	・各水道事業者との十分な協議が必要 ・地域の水道事情に精通し多様なニーズに対応できる人材の育成 ・長期的視点での水道人材の育成
⑨	経営統合	経営統合による経営基盤の強化や経営の効率化を図ることも必要となると考えられることから各水道事業者へアンケートを実施	・経営統合を望む団体が13団体 ・現時点で判断できないとする団体が8団体	・財政状況、施設整備水準等が各団体間で異なるなど、検討や合意形成に長時間を要する

3. 今後の広域化に係る推進方針等

① 考え方

- 人口減少等に伴う水需要の減、更新投資増への対応は、安定した水道経営を維持していくためには避けて通れない喫緊の課題であり、広域化の取組については、幅広く検討し、効果が見込まれる取組を展開していく
- 本県はこれまで、地理的な制約がある中、同一市町村内において可能な限り施設の統廃合を進めてきたが、更なる経営基盤強化のため、市町村境を超えた施設の統廃合や効果が見込まれるソフトの取組を実現可能なものから順次行っていく

② 広域化の推進方針

(1) 浄水場の共同設置等

市町村境にある浄水場の統廃合については、施設の状況や水需要等の地域の事情を踏まえ、既存施設の更新時期を基本としつつも、有利な財源の活用、維持管理費との比較などにより適切な更新時期を見定め、地元調整を行ったうえで取組みを実施する。市町村内の浄水場の統廃合についても、引き続き各水道事業者で検討する。

また、県用水の有効活用による浄水場の統廃合についても、受水団体間での調整をしながら、対象施設の更新時期などを踏まえ、適切な時期を見極めて検討する。

(2) 水質検査業務の共同化

外部委託先への委託のあり方を含めた水質検査費用の負担軽減に向け継続して検討する。

(3) 薬品・水道メーターの共同購入

県西部の市町と県で設置した共同購入に係るワーキングチームにおいて、引き続き調査・研究やモデル実施に向け検討を進める。その上で、全県的な展開について検討する。

(4) 各種システムに係る広域化・共同化

当面は、既存のシステムの活用による共同利用の検討を進めていく。

(5) 浄水場等の遠隔監視業務の共同化

短期的には、水道事業者職員の負担軽減に向けた監視業務の民間委託化を検討する。

また、安定的な水供給及び災害時・緊急時対応の迅速化を図るため、県企業局の3浄水場と受水団体との間での情報の相互共有を目指す。

長期的には、浄水場における有人作業の自動化について継続して検討する。

(6) 料金事務の共同化

料金システムの共同化（統一）については、帳票等システム仕様の統一、既存システムの更新時期の調整等、共同化に向けて今後も継続して検討する。

共同お客様センターの設置は各業務の対応時間等、詳細な業務を把握するなど更なる分析が必要。その上で、お客様センターの設置数、配置箇所等についても継続して検討する。

(7) 災害時・緊急時の応援体制

課題やニーズを把握し、各団体間での意見調整をするとともに、継続して検討する。地震により不足する資機材については、県内水道事業者だけでなく民間水道事業者も含めた準備を今後検討する。

(8) 人材育成・技術者不足への対応

人材育成・技術者不足への対応については、水道技術講習会の開催など共同事業を推進するとともに、県と水道事業者による広域的な水道技術の連携・協力の枠組みを検討する。

また、情報交換等の場を設けながら、各事業者のニーズ・シーズを把握・整理し、相互の助言や情報提供などにより水道職員不足等への対応に繋げていく。

(9) 経営統合

各水道事業者へのアンケートを実施したところ、主に人員体制や人材確保への懸念から、事業統合を求める意見があった。

人的課題の解決に向けた方策として、事業統合を念頭に置き、水道事業者と県で構成する経営統合に係る協議組織を設置し、まずは、経営の一体化による組織統合の具体的な検討を開始する。

ポンプ設備復旧に伴う配水系の変更について

昨年5月に発生した、上水道施設 黒川水源地に設置している取水ポンプ1台の不具合の解消に伴い、配水系を次のとおり変更します。

1 昨年の配水系変更作業

(1) ポンプ不具合に伴う切替作業

令和5年7月に、対象区域を7ブロックに分けて切替作業を行いました。

(2) ポンプ更新作業

令和6年2月27日 ポンプ設備復旧完了

(3) 変更作業に伴う影響

17件の報告を受け、全て対応済みです。

主な影響は、4件（トイレ等の不具合）

5件（漏水）

8件（濁り、水圧上昇等）

2 今後の予定（配水系変更作業）

(1) 対象地域・・・別紙参照

浜田川左岸側（南側）の相生町の一部を美川水系竹迫配水系から黒川水系相生配水系に変更します。

(2) 黒川水系への変更区域を浜田川の南側に限定した理由は、相生配水系よりも竹迫配水系のほうが水圧が高く、後野配水系等への水圧が安定しているためです。

(3) 作業期間

令和6年7月16日（火）～26日（金）

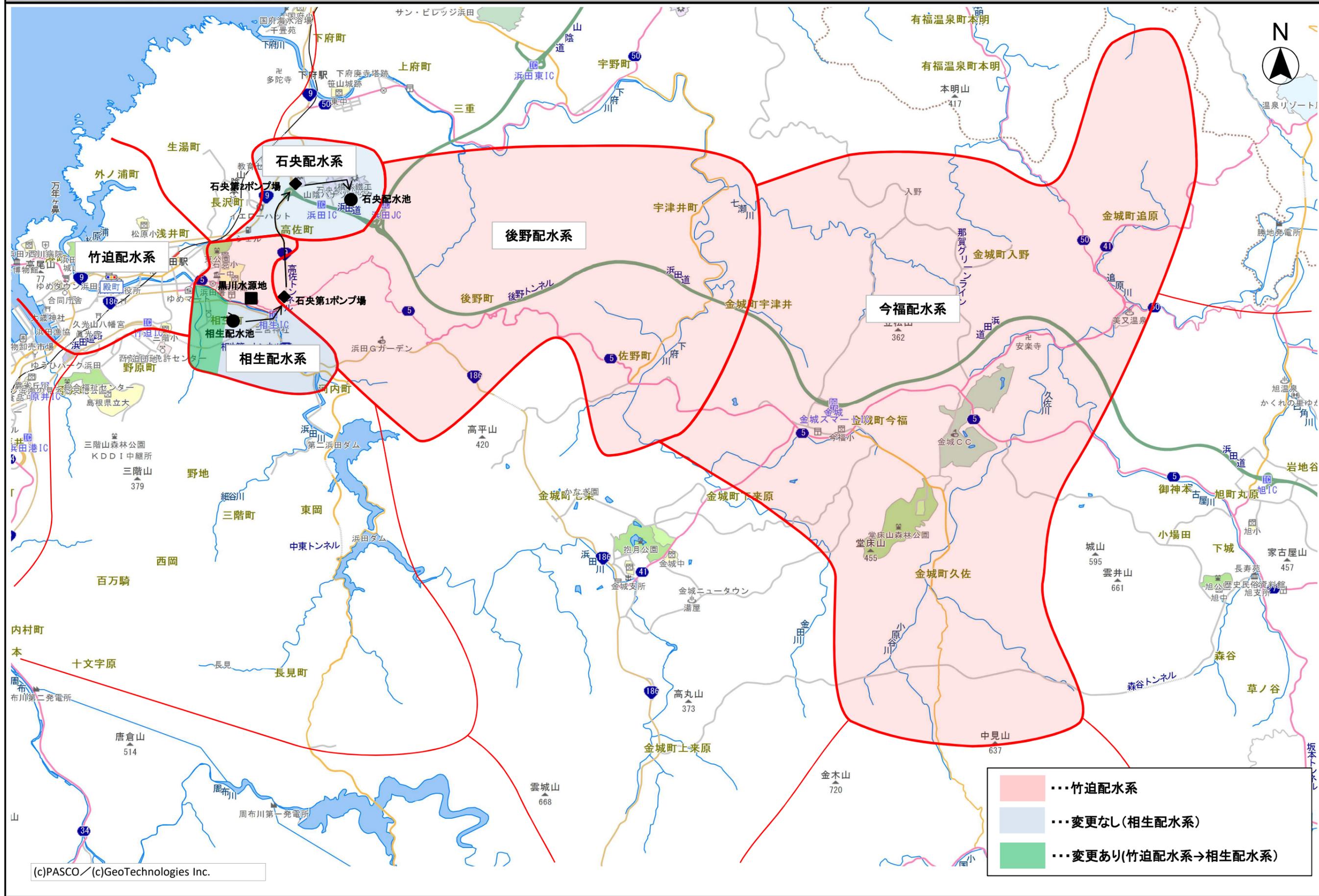
3 対象地域への周知について

(1) 回覧によるお知らせ

対象の全地域に対して水系変更作業のお知らせを、6月中旬以降に回覧します。

(2) チラシの配布

変更作業をブロック単位で行うため、作業日程が決まった段階で対象家屋に案内チラシを配布します。



浜田市人口状況(2月末現在)

令和6年6月26日
福祉環境委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合計			前年比
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
2月末	23,536	25,280	48,816	228	432	660	23,764	25,712	49,476	50,450
1月末	23,596	25,327	48,923	226	427	653	23,822	25,754	49,576	-
増減	△ 60	△ 47	△ 107	2	5	7	△ 58	△ 42	△ 100	△ 974

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	2月末	1月末	増減
日本人	24,633	24,681	△ 48
複数国籍	124	124	0
外国人	476	466	10
合計	25,233	25,271	△ 38

前年比 25,441 - △ 208

3.地域別人口・世帯数(外国人を含む)

	人口			世帯数		
	2月末	1月末	増減	2月末	1月末	増減
浜田	36,864	36,914	△ 50	18,857	18,871	△ 14
金城	3,817	3,829	△ 12	1,824	1,831	△ 7
旭	2,428	2,444	△ 16	1,245	1,256	△ 11
弥栄	1,093	1,093	0	621	620	1
三隅	5,274	5,296	△ 22	2,686	2,693	△ 7

4.異動事由別増減(2月1日~29日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計	減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	113	0	2	16	131		149	2	1	79	231

5.異動事由別月別件数

(前月との差 転入等 41 転出等 37 出生 △5 死亡 △3)

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2月まで累計	前年差	合計
		令和5年度	転入等	469	88	75	99	99	86	93	87	78	74			
	転出等	380	100	88	104	111	94	81	86	117	115	152		1,428	13	1,428
	①社会増減	89	△ 12	△ 13	△ 5	△ 12	△ 8	12	1	△ 39	△ 41	△ 37	0	△ 65	△ 102	△ 65
	出生	23	31	15	31	19	14	19	19	12	21	16		220	△ 33	220
	死亡	65	79	62	58	76	55	79	85	90	82	79		810	△ 87	810
	②自然増減	△ 42	△ 48	△ 47	△ 27	△ 57	△ 41	△ 60	△ 66	△ 78	△ 61	△ 63	0	△ 590	54	△ 590
	①+②	47	△ 60	△ 60	△ 32	△ 69	△ 49	△ 48	△ 65	△ 117	△ 102	△ 100	0	△ 655	△ 48	△ 655
令和4年度	転入等	466	109	97	100	114	86	106	84	96	108	86	392	1,452	329	1,844
	転出等	393	92	99	94	103	103	84	76	97	132	142	668	1,415	93	2,083
	①社会増減	73	17	△ 2	6	11	△ 17	22	8	△ 1	△ 24	△ 56	△ 276	37	236	△ 239
	出生	19	22	18	17	23	29	28	38	23	20	16	30	253	△ 31	283
	死亡	96	81	66	64	75	75	71	83	99	104	83	75	897	53	972
	②自然増減	△ 77	△ 59	△ 48	△ 47	△ 52	△ 46	△ 43	△ 45	△ 76	△ 84	△ 67	△ 45	△ 644	△ 84	△ 689
	①+②	△ 4	△ 42	△ 50	△ 41	△ 41	△ 63	△ 21	△ 37	△ 77	△ 108	△ 123	△ 321	△ 607	152	△ 928
令和3年度	転入等	386	81	83	78	59	65	67	61	68	84	91	382	1,123	--	1,505
	転出等	373	80	83	96	108	106	82	85	104	83	122	641	1,322	--	1,963
	①社会増減	13	1	0	△ 18	△ 49	△ 41	△ 15	△ 24	△ 36	1	△ 31	△ 259	△ 199	--	△ 458
	出生	33	27	25	31	32	22	28	23	15	29	19	18	284	--	302
	死亡	52	86	70	67	69	73	80	86	83	85	93	88	844	--	932
	②自然増減	△ 19	△ 59	△ 45	△ 36	△ 37	△ 51	△ 52	△ 63	△ 68	△ 56	△ 74	△ 70	△ 560	--	△ 630
	①+②	△ 6	△ 58	△ 45	△ 54	△ 86	△ 92	△ 67	△ 87	△ 104	△ 55	△ 105	△ 329	△ 759	--	△ 1,088

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

浜田市人口状況(3月末現在)

令和6年6月26日
福祉環境委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合計			前年比
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
3月末	23,323	25,085	48,408	254	434	688	23,577	25,519	49,096	50,129
2月末	23,536	25,280	48,816	228	432	660	23,764	25,712	49,476	-
増減	△ 213	△ 195	△ 408	26	2	28	△ 187	△ 193	△ 380	△ 1,033

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	3月末	2月末	増減
日本人	24,503	24,633	△ 130
複数国籍	123	124	△ 1
外国人	504	476	28
合計	25,130	25,233	△ 103
前年比	25,398	-	△ 268

3.地域別人口・世帯数(外国人を含む)

	人口			世帯数		
	3月末	2月末	増減	3月末	2月末	増減
浜田	36,541	36,864	△ 323	18,749	18,857	△ 108
金城	3,792	3,817	△ 25	1,820	1,824	△ 4
旭	2,426	2,428	△ 2	1,253	1,245	8
弥栄	1,084	1,093	△ 9	621	621	0
三隅	5,253	5,274	△ 21	2,687	2,686	1

4.異動事由別増減(3月1日~31日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計	減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	273		10	23	306		605			80	685

5.異動事由別月別件数

(前月との差 転入等 168 転出等 453 出生 7 死亡 1)

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月まで累計	前年差	合計
		令和5年度	転入等	469	88	75	99	99	86	93	87	78	74	115	283	1,646
	転出等	380	100	88	104	111	94	81	86	117	115	152	605	2,033	△ 50	2,033
	①社会増減	89	△ 12	△ 13	△ 5	△ 12	△ 8	12	1	△ 39	△ 41	△ 37	△ 322	△ 387	△ 148	△ 387
	出生	23	31	15	31	19	14	19	19	12	21	16	23	243	△ 40	243
	死亡	65	79	62	58	76	55	79	85	90	82	79	80	890	△ 82	890
	②自然増減	△ 42	△ 48	△ 47	△ 27	△ 57	△ 41	△ 60	△ 66	△ 78	△ 61	△ 63	△ 57	△ 647	42	△ 647
	①+②	47	△ 60	△ 60	△ 32	△ 69	△ 49	△ 48	△ 65	△ 117	△ 102	△ 100	△ 379	△ 1,034	△ 106	△ 1,034
令和4年度	転入等	466	109	97	100	114	86	106	84	96	108	86	392	1,844	339	1,844
	転出等	393	92	99	94	103	103	84	76	97	132	142	668	2,083	120	2,083
	①社会増減	73	17	△ 2	6	11	△ 17	22	8	△ 1	△ 24	△ 56	△ 276	△ 239	219	△ 239
	出生	19	22	18	17	23	29	28	38	23	20	16	30	283	△ 19	283
	死亡	96	81	66	64	75	75	71	83	99	104	83	75	972	40	972
	②自然増減	△ 77	△ 59	△ 48	△ 47	△ 52	△ 46	△ 43	△ 45	△ 76	△ 84	△ 67	△ 45	△ 689	△ 59	△ 689
	①+②	△ 4	△ 42	△ 50	△ 41	△ 41	△ 63	△ 21	△ 37	△ 77	△ 108	△ 123	△ 321	△ 928	160	△ 928
令和3年度	転入等	386	81	83	78	59	65	67	61	68	84	91	382	1,505	--	1,505
	転出等	373	80	83	96	108	106	82	85	104	83	122	641	1,963	--	1,963
	①社会増減	13	1	0	△ 18	△ 49	△ 41	△ 15	△ 24	△ 36	1	△ 31	△ 259	△ 458	--	△ 458
	出生	33	27	25	31	32	22	28	23	15	29	19	18	302	--	302
	死亡	52	86	70	67	69	73	80	86	83	85	93	88	932	--	932
	②自然増減	△ 19	△ 59	△ 45	△ 36	△ 37	△ 51	△ 52	△ 63	△ 68	△ 56	△ 74	△ 70	△ 630	--	△ 630
	①+②	△ 6	△ 58	△ 45	△ 54	△ 86	△ 92	△ 67	△ 87	△ 104	△ 55	△ 105	△ 329	△ 1,088	--	△ 1,088

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

浜田市人口状況(4月末現在)

令和6年6月26日
福祉環境委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合計			前年比
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
4月末	23,336	25,109	48,445	254	439	693	23,590	25,548	49,138	50,176
3月末	23,323	25,085	48,408	254	434	688	23,577	25,519	49,096	-
増減	13	24	37	0	5	5	13	29	42	△1,038

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	4月末	3月末	増減
日本人	24,606	24,503	103
複数国籍	122	123	△1
外国人	513	504	9
合計	25,241	25,130	111

前年比 25,498 - △257

3.地域別人口・世帯数(外国人を含む)

	人口			世帯数		
	4月末	3月末	増減	4月末	3月末	増減
浜田	36,639	36,541	98	18,862	18,749	113
金城	3,779	3,792	△13	1,819	1,820	△1
旭	2,392	2,426	△34	1,247	1,253	△6
弥栄	1,081	1,084	△3	617	621	△4
三隅	5,247	5,253	△6	2,696	2,687	9

4.異動事由別増減(4月1日~30日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計	減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	438	0	0	22	460		342	0	0	76	418

5.異動事由別月別件数

(前月との差 転入等 155 転出等 △263 出生 △1 死亡 △4)

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月まで累計	前年差	合計
		令和6年度	転入等	438												438
	転出等	342												342	△38	342
	①社会増減	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96	7	96
	出生	22												22	△1	22
	死亡	76												76	11	76
	②自然増減	△54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△54	△12	△54
	①+②	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	△5	42
令和5年度	転入等	469	88	75	99	99	86	93	87	78	74	115	283	469	3	1,646
	転出等	380	100	88	104	111	94	81	86	117	115	152	605	380	△13	2,033
	①社会増減	89	△12	△13	△5	△12	△8	12	1	△39	△41	△37	△322	89	16	△387
	出生	23	31	15	31	19	14	19	19	12	21	16	23	23	4	243
	死亡	65	79	62	58	76	55	79	85	90	82	79	80	65	△31	890
	②自然増減	△42	△48	△47	△27	△57	△41	△60	△66	△78	△61	△63	△57	△42	35	△647
	①+②	47	△60	△60	△32	△69	△49	△48	△65	△117	△102	△100	△379	47	51	△1,034
令和4年度	転入等	466	109	97	100	114	86	106	84	96	108	86	392	466	--	1,844
	転出等	393	92	99	94	103	103	84	76	97	132	142	668	393	--	2,083
	①社会増減	73	17	△2	6	11	△17	22	8	△1	△24	△56	△276	73	--	△239
	出生	19	22	18	17	23	29	28	38	23	20	16	30	19	--	283
	死亡	96	81	66	64	75	75	71	83	99	104	83	75	96	--	972
	②自然増減	△77	△59	△48	△47	△52	△46	△43	△45	△76	△84	△67	△45	△77	--	△689
	①+②	△4	△42	△50	△41	△41	△63	△21	△37	△77	△108	△123	△321	△4	--	△928

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

障がい者の文化芸術活動の現状について

文化芸術は、これを創造・享受する者の障がいの有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることから、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年6月に公布・施行されています。

1 障害者芸術文化活動支援センター

地域における障がい者の自立と社会参加の促進を図るとともに、障がい者の文化芸術活動を推進するため、全国に設置されています。

島根県内には1か所設置されています。

▼名称：島根県障がい者文化芸術活動支援センター
アートベースしまねいろ

▼運営者：社会福祉法人いわみ福社会

▼所在地：江津市二宮町神主1964番地31 総合福祉施設ミレ青山内

2 浜田市内の状況

(1) 活動団体など

▼社会福祉法人いわみ福社会 桑の木神楽会

▼浜田養護学校 神楽部

(2) 活動発表の場など

▼まちづくりセンター（障がい者の方の作品を展示）

常時展示：1か所（国府まちづくりセンター）

イベント時の展示：4か所

（浜田、周布、今福、和田まちづくりセンター）

▼世界こども美術館創作活動館

養護学校や特別支援学級の児童生徒の作品展示

▼いわみーる

養護学校の児童生徒の作品展示

▼健康福祉フェスティバル

ステージでの発表を公募、参加団体の作品展示

(3) 障がい者が文化芸術活動に触れ合える機会の提供

▼世界こども美術館創作活動館

養護学校や特別支援学級の児童生徒の来場やワークショップの参加を推進

▼手話通訳者の派遣

聴覚障がい者からの依頼を受け、手話通訳者を派遣

派遣元：浜田市社会福祉協議会

浜田市社会福祉協議会が実施する介護サービス事業（指定
訪問入浴介護、通所介護）の現状について

1 通所介護事業（野原デイサービスセンター）について

(1) 利用者の状況（令和 6 年 3 月末）

11 月末時点の利用者	移行完了者
50 名	50 名

(2) 現状

- ア 指定管理者（社会福祉法人浜田市社会福祉協議会）と再委託相手方（社会福祉法人浜田福祉会）との間で、再委託契約内容等を調整中。
- イ 再委託による事業開始時期は秋以降の予定。

2 訪問入浴介護サービス事業について

(1) 利用者の状況（令和 6 年 3 月末）

11 月末時点の利用者	別サービス移行者	継続利用者
7 名	1 名	6 名

(2) 現状

- ア 利用者からの要望を受け、4 月以降も指定事業者として事業を継続。
- イ 火曜日と木曜日の週 2 日、実利用者 5 名へのサービス提供を維持。
- ウ 浜田市訪問入浴介護事業補助金を活用。